

【2022年10月（第10号）】

みずほフィナンシャルグループ
みずほ銀行 中国営業推進部

CHINA BUSINESS MONTHLY

「チャイナビジネスマンスリー」の第10号をお届け致します。本号では、これまでも取り上げて参りました中国自動車市場の中でも高級車市場に焦点をあて現状をご報告いたします。

続いて、重要なテーマとしてこれまでも取り上げて参りました中国の労務問題について、上海、北京、広東の主要都市における対応についてご紹介いたします。最後に最新の中国の税制改正を含む動向についてお届けいたします。

この「チャイナビジネスマンスリー」では、引き続き中国ビジネスに関わる皆様にとってご関心の高いトピックスをみずほがキュレーター役となってお届けして参ります。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

【CONTENTS】（電子版では各記事名をクリックして頂きますと当該記事が表示されます。）

◎チャイナビジネスにおける直近のトピックス P1
◎エグゼクティブサマリー（以下3つのトピックス毎の要約1枚） P2
1. 最新の中国高級車市場について P5
2. 最新の中国労務対応策検討について P9
3. 最新の中国税制改革について P17

2022年10月

<チャイナビジネスにおける直近の主要トピックス>

MIZUHO

中国営業推進部

・赤字は今月号で取り上げるトピックス ・青字は今後注目したいトピックス ・紫字は直近1か月で公表されたトピックス

	【政治・外交等】	【経済・金融】	【社会・その他】
キーワード	<p>ウクライナ問題、米中関係、日中関係（対外経済環境）</p> <p>サステナ/SDGs（CO2ピークアウトとカーボンニュートラル等）</p> <p>サイバーセキュリティ法・データ安全法・個人情報保護法</p> <p>共同富裕</p> <p>・独禁法/プラットフォーム規制 ・医療 ・教育（学習塾）</p> <p>・法治化 ・労働問題 ・不動産問題 ・不動産税導入 ・文化・エンタメ業界の秩序</p>		
	<p>・RCEP/CPTPP ・デジタル人民元 ・コロナ対策</p> <p>・双循環 ・標準化 ・人口・高齢化（戸籍制度）</p> <p>・米国上場/香港上場 ・資本市場 ・三農対応</p> <p>・長三角一体化 ・海南自由貿易区 ・イノベーション/ブロックチェーン/EV車/電池</p> <p>・税制改革 ・越境EC ・中小零細企業支援</p>		
集団学習※1	<ul style="list-style-type: none"> 国際発信の強化（第30回2021/5） 共産党の伝統（第31回2021/6） 反腐敗闘争の堅持（第40回2022/6） 人材による軍の強化(第41回2022/7) 	<ul style="list-style-type: none"> 第14次五ヶ年計画重点事項（第27回2021/1） エコジ-文明（第29回2021/4） バイオセキュリティガバナンス（第33回2021/9） デジタル経済（第34回2021/10） 資本の健康発展の規範と引導（第38回2022/4） 	<ul style="list-style-type: none"> 社会保障（第28回2021/2） 法治体制（第35回2021/12） カーボンニュートラル（第36回2022/1） 中国の人権（第37回2022/2） 中華文明の歴史の研究の深化(第39回2022/5)
パブコメ※2		<ul style="list-style-type: none"> ・会社法 (2021/12/24～1/22) ・国内企業の海外での証券発行・上場に関する秘密保持と文書管理に関する規定 (2022/4/2～4/7) ・外商投資奨励産業目録(2022年版)(22/5/12～6/12) ・企業グループのファイナンスカンパニー管理弁法 (22/7/29～8/29) ・企業中長期外債審査登記管理弁法(22/8/26～9/26) 	<ul style="list-style-type: none"> ・工業と情報化分野データ安全管理弁法(試行) (2022/2/10～2/21) ・個人情報越境移転標準契約規定 (2022/6/30～7/29) ・インターネット安全法修正草案(2022/9/14～9/29) ・国家IoT産業標準体系構築手引(2022年版) (2022/9/16～10/24)
主な公表政策等	<ul style="list-style-type: none"> ・陸地国境法 (2021/10/23) ・党百年の重大な成果と歴史的経験 (2021/11/11) ・政府活動報告 (2022/3/5) ・中国共産党政治協商活動条例 (2022/6/20) ・デジタル政府構築強化(2022/6/23) 	<ul style="list-style-type: none"> ・独禁法 (2022/6/24) ・自動車の流通・消費促進の若干措置 (2022/7/5) ・上海市デジタルエコノミ発展の「14.5」計画 (2022/7/12) ・多国籍企業の人民元・外貨一本化したクロスボーダーリーディング試行対象の拡大及び本部型経済の発展の支持 (2022/7/22) ・グリーン・スマート家電消費促進の若干措置(2022/7/28) ・保険資産管理会社の管理規定 (2022/8/5) ・家電・家具産業の高度化の推進方案 (2022/8/8) ・AI応用による経済高度化へのサポート (2022/8/12) ・検査実施必要な輸出入商品リストの調整(2022/8/30) ・ビジネス環境の一段の最適化による市場主体の制度性取引コストの引下げ (2022/9/7) ・製造業中小企業の一部税金の延納の継続(2022/9/14) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ネットワーク安全審査弁法 (2022/1/4) ・「14.5」高齢事業発展と養老サービス体制の計画 (2022/2/21) ・第14次五ヶ年再生エネ発展計画 (2022/6/1) ・インターネット安全標準実践指針 (2022/6/24) ・データ越境移転安全評価弁法 (2022/7/7) ・工業分野の炭素排出ピークアウト実施方案 (2022/8/1) ・第14次五ヶ年文化発展計画 (2022/8/16) ・第14次五ヶ年科技普及発展計画 (2022/8/16) ・データ越境移転安全評価申請指南(2022/8/31) ・インターネット詐欺禁止法 (2022/9/2) ・農産品品質安全法 (2022/9/2) ・国家標準管理弁法 (2022/9/9)

※1 集団学習：対外公表されている中国共産党中央政治局による集団学習会の主なテーマを記載（2021/1以降）

※2 パブコメ：対外公表されている政府各部署から草案等に対する意見募集（パブリックコメント）の主なものを記載(2021/12以降)

<エグゼクティブサマリー> 最新の中国高級車市場について

MIZUHO

みずほ銀行ビジネスソリューション部
国際営業推進室
主任研究員 湯 進

1. 「ゼロコロナ政策」が新車市場を直撃した一方、中国の高級車市場は依然として好調が続いている。高級車ブランドの販売台数は、2021年に前年比20.7%増の347万台に達し、2015年の約2倍まで膨らんでいる。
2. アキュラの撤退やインフィニティの低迷から、電動化の潮流下で高級ガソリン車ブランドの厳しさがうかがえる。高級EVの躍進に加え、現地生産シフトの流れが進む今、日本の高級車ブランドにとって、競争はより一層厳しいものとなってきている。
3. 「BBA」(BMW、Benz、Audiの頭文字)のドイツ系3社は、圧倒的なブランド力と現地生産によるコスト削減を実現させている。一方、競争激化により高級車市場に占める3社のシェアは、2018年の70%から、2022年1~6月は61%へと減少している。
4. レクサスは高品質と技術の差別化により好調を維持し、2021年の販売台数は22.6万台に達したが、昨今は半導体不足やコロナ禍による部品不足の影響も大きく、販売台数は2022年1~6月に33.4%減の8万7300台となっている。
5. 日産の高級ブランド、インフィニティは中国現地生産でレクサスより3割ほど安価であるものの、2021年は前年比46%減の1万3500台となり、ピークであった2017年のわずか3割まで落ち込んでおり「アキュラの轍を踏むだろう」との声が聞こえてくる。
6. 高級車市場に変化をもたらしたのが、大都市における「中大型・高級EVブーム」であり、その火付け役はアメリカのテスラであるが、ドイツ系メーカーもそろってEVを発売し、蔚来汽車(NIO)、理想汽車(Li Auto)、小鹏汽車(Xpeng)といった中国の代表的な新興メーカーも高級EVを投入している。

以上

(P 5 ~ 本文所要時間約 6 分)

<エグゼクティブサマリー>

最新の中国労務対応策検討について

MIZUHO

弁護士法人黒田法律事務所
日本弁護士 鈴木 龍司
中国弁護士 譚 婷婷

1. 関係当局がコロナ禍において生じた労務問題に焦点を当てて公布している一連の規範性文書、及び主要都市である北京市、上海市、広東省による現地の実情に焦点をあてた一連の通知及び政策について解説。（各都市・省の詳細については本文ご参照）
2. コロナ禍という特殊な事情の下においては、使用者が法に基づき労働者と書面契約の締結又は更新を遅滞なく行うことができないとしても、単に書面契約の締結又は更新を期限内にできないとの事情のみをもって、必ずしも2倍の差額を支払う責任が生じるわけではないと考えることができる。
3. 感染拡大又は感染拡大防止・コントロール措置の影響により、在宅勤務やリモートワークにせざるを得ない場合における労働契約の内容の変更に関して、必ずしも従業員との合意までは必要としていないように思われる。
4. 新型コロナウイルス肺炎患者、濃厚接触者等で、その隔離治療期間等のため通常どおり労働を提供することができない企業従業員については、客観的な状況に重大な変化が発生し、協議が失敗に終わったこと等を理由に、従業員に対し過失に基づかない解雇を行ってはならないこと、また、経済的な理由による人員削減を実施してはならないこと、また通常どおり賃金を支払う必要があること等を規定している。
5. 感染拡大の影響を受け就業再開を遅らせた期間又は職場復帰していない期間において、各種休暇を全て消化してもなお通常どおり労働を提供することができない従業員、又は通常通り労働を提供することができないその他の従業員について、一つの賃金支払周期内である時は、労働契約において定められる基準に従い賃金を支払い、一つの賃金支払周期を超えるときは、関係規定に従い生活費を支給するよう企業を指導するものと規定されている。

以上

（P 9～本文所要時間約10分）

<エグゼクティブ サマリー> 最新の中国税制改革について

MIZUHO

Grant Thornton China

(致同会計師事務所)

ディレクター 中国公認会計士 汪 屹

マネージャー 中国税理士 段 佳韻

1. 計画経済から市場経済への移行を経た社会主義発展途上国の大国である中国は、1994年の税制改革以降、近年でも、税制の改善・改良を続けている。
2. 現在まで、現行18税目のうち12税目が法制化され、現在法制化されていない6税目の中、増値税、消費税、土地増値税等の税目に関する法律案について意見を求めている。近い将来、18税目の基本制度がすべて法律に昇格するものと考えられる。
3. 本稿は、外資系企業の経営に関わる主な関連税目である企業所得税、印紙税、個人所得税、増値税など税制改正の現状を踏まえて、外資系企業の実務における留意点を紹介する。
4. 近年、中国財務部は減税・費用削減、つまり「税収の減免」、「行政事業性料金の廃止・停止」等を通して経済成長の促進を図っている。2019年から2021年にかけては、個人所得税改革、小規模・零細企業の包括的減免税、増値税改革の深化、社会保険料率の引き下げ等の政策実施により、減税・費用削減額は年間1兆元を超えている。
5. 現在の中国の税制は、様々な税目からなる複雑な税制である。まだ立法化されていない税目もあり、税法法規も頻繁に更新され、また各地の主管税務当局による実務が税制と一致しないこともある。加えて多くの優遇税制があり、その適用時期が異なり、実務上注意しなければならない諸要件があるため、企業の税務関係者は、税法の動きを積極的に理解し、税法の基本原則をマスターし、申告の過程において企業の税務関連リスクを回避し、同時に所轄税務当局と交渉する際に、証拠を提示して正当な方法でコミュニケーションを行う必要がある。

以上

(P17～本文所要時間約15分)

最新の中国高級車市場について

みずほ銀行ビジネスソリューション部
国際営業推進室 主任研究員 湯 進
Email: jin.a.tan@mizuho-bk.co.jp
TEL: 03-6838-7623

ホンダは2022年4月、広州汽車との合弁会社、「広汽ホンダ」で生産する高級車ブランド「アキュラ（謳歌）」の生産・販売を2023年に停止すると発表した。2020年に撤退したステランティス傘下的高级車ブランド、DSに続き、コロナ禍となって中国から撤退した高級車ブランドの第2号となる。2016年に中国で生産を開始した「アキュラ」の販売台数は、2017年に前年比80.4%増の1万6348台となったものの、新車投入の遅れやブランド認知度の低下などにより、2021年には6600台にまで落ち込んでおり、生産撤退を余儀なくされた格好だ。

中国政府が感染防止対策で講じた「ゼロコロナ政策」が、外出制限された都市部での新車市場を直撃した一方、中国の高級車市場は依然として好調が続いている。高級車ブランドの販売台数は、2021年に前年比20.7%増の347万台に達し、2015年の約2倍まで膨らんでいるのだ。2015年に6.1%だった乗用車市場に占める高級車のシェアは、2022年1～6月には16.4%へと大きく上昇している。しかし、急激にクルマの電動化シフトが進み、最新の技術を搭載する高級電気自動車(EV)が登場したことにより、高級車市場におけるガソリン車ブランドとEVブランドの動きは明暗がわかれている。こうした変化が生じているなか、日系高級車ブランドの実態を浮き彫りにする。

高級車市場の変化

1つめの変化は、ドイツ系3社の値下げ戦略だ。中国の高級車市場では、早い時期に現地生産を行い、富裕層に浸透し続けている「BBA」（BMW、Benz、Audiの頭文字）のドイツ系3社は、ブランド力で他社ブランドを圧倒している。200万台超の生産能力を形成するこの3社は、基幹部品も輸入から現地生産に切り替え、一層のコスト削減を実現させた。たとえば、アウディの車両平均価格は、2021年に32.5万元まで下がり、レクサスの平均価格より16%安くなっている。そうした結果、ドイツ系ブランドは、大衆車ブランドの購入層の一部をハイエンド車にシフトさせることに成功した。また、その流れにキャデラック（アメリカ）やボルボ（スウェーデン）も追随し、高級車市場の競争が激しさを増している。

しかし、2022年1～6月の販売台数を見ると、メルセデス・ベンツとBMWの販売台数はともに前年同期比19%減。アウディも24%減となり、高級車市場に占める3社のシェアは、2018年の70%から、2022年1～6月は61%へと減少している。

2つめの変化は、高級EVブランドの好調だ。ファーストカー向けのガソリンエンジン車の販売台数が減っている中で、その減少分を埋めるために高級車販売のさらなる増加が期待され、各社はEVの投入で需要の取り込みを図ろうとしている。

高級車市場に変化をもたらしたが、大都市における「中大型・高級EVブーム」だ。その火付け役はアメリカのテスラで、上海市の自社工場「ギガファクトリー3」で2020年からセダンの「モデル3」を、2021年にはSUVの「モデルY」の生産を開始し、販売を伸ばしている。

写真：中国新興EVメーカーNIOの高級EV



筆者撮影

【主要高級車ブランドの販売台数比較(万台)】

	2018	2021	増減率	
BMW	64.0	84.6	32%	独系 3 社 64 万台増
M-Benz	67.1	75.8	13%	
Audi	66.0	70.1	6%	
Cadillac	22.8	23.1	1%	米系 2 社 4 万台増
Lincoln	5.5	9.1	65%	
Volvo	13.0	17.1	32%	欧州系 2 社 3 万台増
Jaguar Landrover	11.4	10.3	-10%	
Acura	1.0	0.57	-43%	日系 2 社 3 万台減
Infiniti	4.4	1.3	-42%	
Lexus	16.0	22.6	41%	輸入車 2 社 7.2 万台増
Porsche	8.0	9.6	20%	

出所：各社発表より筆者作成

テスラは、ギガファクトリー3の生産能力を2021年の45万台から2023年には100万台に引き上げるといふ。また、生産コストの約4割を占める車載電池を中国の電池最大手CATL製「リン酸鉄電池」に置き換えることで、驚愕の値下げが可能となり、ドイツ系高級EVと競合する武器となる。

2022年3月に「ET7」を投入した蔚来汽車(NIO)に続き、理想汽車(Li Auto)は2022年

6月21日、小売価格45.98万元のレンジエクステンダー式(R-EV)の高級SUV「理想L9」を発表。小鹏汽車(Xpeng)も大型SUV「G9」を8月に販売開始した。これら中国の代表的な新興メーカー3社が投入したフラッグシップの位置づけの電動車両は、いずれも自動運転やエンターテインメントなどの機能を使いやすくしたコネクテッド・スマートカーだ。

欧米系の反攻

テスラや新興メーカーの攻勢に対し、ドイツ系メーカーもそろってEVを発売し、既存ユーザーの電動化ニーズへの対応を急いでいる。ダイムラーは、今年4月、吉利汽車と合弁で西安市に年産能力30万台のEV工場を稼働させ、小型EV「Smart #1」の予約受注を開始した。メルセデス・ベンツを生産する北京ベンツ(ダイムラーと北京汽車の合弁会社)は、2021年末に車載電池を生産する新ラインを稼働させ、2022年6月には次世代EVプラットフォームをベースにした「EQE」を同社400万台目の車両としてラインオフし、電動化戦略の加速を大いにアピールした。

同月23日には、BMWの中国合弁会社である華晨BMWが、iFACTORY生産基準を採用するスマート工場(瀋陽里達工場)の稼働を開始し、「3シリーズ」ベースとするEV「i3」などを生産する。BMWは、2023年末までに中国で13のEVモデルを投入し、2025年末までには中国で新車販売の25%をEVにする方針を示した。

またその翌週、フォルクスワーゲン傘下のアウディは、中国第一汽車との合弁で年間15万台の生産能力を持つ新工場の建設をスタート。セダンの「A6 e-tron」やSUVの「Q6 e-tron」などを生産する予定。2021年に「Vorsprung 2030」戦略を打ち出したアウディは、2026年から「EVのみを販売する」と宣言し、拡大する中国の高級EV市場に力を入れている。

2013年以降、キャデラックやボルボなどを含めた欧米ブランドが中国生産を開始し、それぞれの個性でブランド力を構築している。しかし、GM(アメリカ)の上海合弁工場で生産するキャデラックは、コストパフォーマンスのよさから2018年には22.8万台に達したものの、その後は伸び悩んでおり、2022年1~6月の販売台数は5.5万台と、前年比50%減となった。そこでGMは、2022年6月6日にキャデラック初となるEVである「Lyriq」の受注を開始し、高級EV市場での挽回を図ろうとしている。またボルボも、2020年に傘下の高級EVブランド「ポールスター」の生産を中国で開始し、富裕層をターゲットにする。

日系高級車ブランドの苦戦

輸入車でも変化が見られた。全量輸入販売するポルシェ(ドイツ)が好調を維持しており、2021年の販売台数は現地生産を行うジャガーランドローバー(イギリス)に接近した。しかしコロナ禍の影響を受け、2022年1~6月の販売台数は4万681台、前年同期比16%減となった。また、中国では、「日本製=高品質の保証」といったイメージを持つ消費者が多く存在する。同じく輸入車となるレクサスは「匠の心」や「スマート・ハイブリッド化」をコンセプトとし、消費者に高品質と技術の差別化を訴求し、需要を取り込んできた。これにより、競争が激しい中国の高級車市場で好調を維持している。2021年の販売台数は22.6万台に達し、そのうちハイブリッド車(HEV)が全体の3分の1を占めた。ただし、昨今は半導体不足やコロナ禍による部品不足の影響も大きく、販売台数は2022年1~6月に33.4%減の8万7300台となっている。上記2ブランドがそれぞれ「高級スポーツカーとしてのブランド力」、「メイド・イン・ジャパン」の高品質、を生かせば、今後はユーザーの増加が見込まれるだろう。

一方、中国で現地生産する日産の高級ブランド、インフィニティはレクサスより3割ほど安価である

ものの、2021年は前年比46%減の1万3500台となり、ピークであった2017年のわずか3割まで落ち込んだ。販売台数の低迷は、ディーラーの販促意欲に影響を与え、販売網の縮小も余儀なくされた。2021年末時点の拠点数を見ると、所得の高い中国東部地域では、ドイツ系3ブランドが計750店舗以上であるのに対し、レクサスは約160店舗、インフィニティはおよそ70店舗にすぎない。インフィニティは販売車種が少なく、電動車両の投入も遅れている。

インフィニティの中国販売が低迷し続けているなか、「アキュラの轍を踏むだろう」との声が聞こえてくる。2022年6月、広州で開かれた「東風日産 2022FAMILYDAY」では、可変圧縮比ターボ(VC-T)エンジンを搭載したインフィニティ「QX 50 WAVE版」が初披露され、「自信・自立・誇りを持ち、中国市場を深耕し続ける」と東風日産インフィニティが宣言した。

アキュラの撤退やインフィニティの低迷から、電動化の潮流下で高級ガソリン車ブランドの厳しさがうかがえる。2040年に「脱エンジン」の目標を掲げた本田は、アキュラの経営資源を電動化シフトに投入し、「中国で2030年以降に発売する新車をすべて電動車両にする」と掲げている。

日産は、2021年に長期戦略「Nissan Ambition 2030」を打ち出し、2026年度までにEVとe-POWER搭載車を中心とする「電動車の販売比率を中国で40%以上にする」と発表した。各社がしのぎを削る中国高級車市場では、生産能力からドイツ系ブランドが圧倒している。高級EVの躍進に加え、現地生産シフトの流れが進む今、日本の高級車ブランドにとって、競争はより一層厳しいものとなってきている。

以上

最新の中国労務対応策検討について

2019年に始まった新型コロナウイルス感染症の拡大は、世界経済の流通、生産、生活のすべてに対して深刻な影響をもたらしました。その影響は、企業における従業員対応にも及んでおり、コロナ禍において生じた労務問題についてどのように対応すべきかとの相談が寄せられることも少なくありません。

中国においても、このような問題を処理するため、「労働者を保護する、労使双方のいずれの権益にも配慮する、協議により安定を維持する」との政策的観点から、人的資源・社会保障部、国家卫生健康委員会、最高人民法院等の部門が、コロナ禍において生じた労務問題に焦点を当てて、一連の規範性文書を公布しており、また、北京市、上海市、広東省等の地方の人民政府、人的資源・社会保障部門及び人民法院も、現地の実情に焦点を当てて、一連の通知及び政策を公布・施行しています。

そこで、本稿では、コロナ禍における労務問題、具体的には①労働契約の締結、変更、終了、及び②賃金に関する各問題について、主要都市である北京市、上海市、広東省で公布された次の3通の解答を中心に、初歩的な整理、説明を行います。

- ・ 北京市：2020年4月29日付公布の「新型コロナウイルス感染による肺炎の感染拡大の防止・コントロール期間における労働争議事件の審理における法律の適用の問題についての解答」¹（以下「北京解答」といいます）
- ・ 上海市：2022年4月28日付公布の「感染拡大にかかわる労働争議紛争の処理における若干の問題についての解答」²（以下「上海解答」といいます）
- ・ 広東省：2020年4月21日付公布の「新型コロナウイルス肺炎の感染拡大にかかわる労働人事争議事件の審理における若干の問題についての解答」³（以下「広東解答」といいます）

一、労働契約の締結、変更及び終了について

1 労働契約の締結

（1）全国的な規定

労働契約の締結について、「労働契約法」⁴第10条、第82条では、使用者と労働者は雇用開始日から1か月以内に書面の労働契約を締結しなければならない、締結しない場合、毎月2倍の賃金を労働者に支払

¹ http://rsj.beijing.gov.cn/xxgk/tzgg/202004/t20200429_1888205.html

² 当局のウェブサイトにおける公表なし。

³ <http://www.gzhzcourt.gov.cn/news/50007539.cshtml>

⁴ 主席令第65号、2007年6月29日公布、同日施行、最終改正2012年12月28日公布、2013年7月1日施行

わなければならないことを規定しています。

もともと、「感染症にかかわる労働関係の適切な取扱いに関する問題についての意見」⁵（以下「17号意見」といいます）では、「企業と募集・雇用された労働者が法に基づき書面の労働契約の締結又は更新を遅滞なく行うことができない場合、協議を通じて書面の労働契約の締結時期を合理的に順延することができる。企業と労働者が協議のうえ合意した場合、電子形式を採用して書面の労働契約を締結することができる」と規定しています。

このような規定の存在もあり、コロナ禍という特殊な事情の下においては、使用者が法に基づき労働者と書面契約の締結又は更新を遅滞なく行うことができないとしても、使用者に書面契約を締結しないと故意が存在しない限り、単に書面契約の締結又は更新を期限内にできないとの事情のみをもって、必ずしも2倍の差額を支払う責任が生じるわけではないと考えることができます。

（2）北京解答

北京解答では、「書面の労働契約の締結又は更新を行うことを申し出たが、感染拡大の影響を受けて客観的に労働者と労働契約の締結又は更新を行うことができないことにつき、使用者が証拠をあげて証明することができる場合において、労働者が書面の労働契約の締結又は更新を行っていないかかる期間について2倍の賃金の差額分の支払いを要求したときは、これを支持しない」と規定しており、2倍の賃金の支払い要求が認められないこととともに使用者の立証責任が強調されています。

（3）上海解答

上海解答では、この点につき、「使用者は、感染拡大又は感染拡大防止・コントロール措置の影響を受け、客観的に労働者と労働契約の締結又は更新を遅滞なく行うことができない場合、労働者と協議のうえ合意することにより電子形式を採用して労働契約の締結若しくは更新を行うこと、又は協議等の方式を通じて書面の労働契約の締結若しくは更新時期を合理的に順延することができる。労働者が自己との書面の労働契約の締結又は更新を使用者が実際に行っていないことを理由に、書面の労働契約の締結又は更新を行っていない相応の期間について2倍の賃金の差額分の支払いを使用者に請求したときは、これを支持しない」と規定しています。

（4）広東解答

広東解答では、「感染拡大の影響を受け、使用者が労働者と書面の労働契約の締結又は更新を遅滞なく行うことができない場合において、労働者が書面の労働契約を締結していないことについて2倍の賃金の差額分の支払いを使用者に請求したときは、これを支持しない」と規定しています。また、使用者と労働者が協議のうえ合意することを基本として、電子形式により労働契約を締結できることも明確にしています。

（5）その他

上記のとおり、広東解答でも上海解答でも、使用者と労働者が協議のうえ合意することを通じて電子契

⁵ 人社部発〔2020〕17号、2020年3月20日公布、同日施行

約の方式により労働契約を締結できることを支持するとしていますが、「電子労働契約締結指針」⁶の第3条に基づきますと、使用者と労働者は必ず電子労働契約締結プラットフォームを通じて電子労働契約を締結しなければならないことに注意する必要があります。

また、電子労働契約締結プラットフォームに対する技術的要求、保存規範等は相当厳格なものとなっています。このため、実務において使用者と労働者が電子労働契約を締結する場合、関係する電子労働契約締結プラットフォームにおける技術的要求、保存規範等が指針で要求されている基準を満たしているか否かについて全面的な考察を事前に行わなければなりません。

2 労働契約の内容の変更

(1) 全国的な規定

感染拡大により労働環境にも変化が生じており、このことが従前の労働契約において取り決められていた労働条件（勤務地、働き方、休暇、労働保護、賃金、福利等）にも影響を及ぼすと考えられます。労働契約において取り決められていた内容について見直し、変更を行うことは可能でしょうか。

労働契約の変更については、「労働契約法」第35条に基づき、使用者と労働者が協議のうえ書面をもって合意することが基本的な要求となっています。

17号意見でも、感染拡大の影響を受けたことにより従前の労働契約を確かに履行することができない場合、労働契約の履行を一時停止するとの手法を取ってはならず、企業と労働者が協議のうえ合意することにより、法に基づき労働契約を変更することができるとされています。

他方で、感染拡大又は感染拡大防止・コントロール措置の影響により、在宅勤務やリモートワークにせざるを得ない場合における労働契約の内容の変更に関して、国及び関連地区の法律法規では、企業の就業再開・生産再開を保障するとの観点から、従業員との合意ではなくとも肯定しているようにも思われます。例えば、「新型コロナウイルス感染による肺炎の感染拡大防止・コントロール期間における労働関係の安定化、企業の就業再開・生産再開支援をしっかりと行うことについての意見」⁷（以下「8号意見」といいます）では、「感染拡大の影響を受け、従業員がスケジュールどおりに勤務を開始することができない又は企業が生産を開始することができない場合、従業員と積極的に話し合うよう企業を指導しなければならず、条件を備えた企業については、従業員が電話、ネットワーク等の柔軟な働き方を通じて在宅勤務で業務・任務を遂行するよう手配することができる」と規定しており、話し合いについては言及していますが、必ずしも従業員との合意までは必要としないように思われます。

(2) 北京解答

北京解答では、感染拡大防止・コントロール期間において、使用者が労働者の在宅勤務を手配する場合には、一般的に、労働者が通常どおり出勤したものとみなし、双方が労働報酬の引き下げについて協議のうえ合意する場合を除き、労働者の労働報酬を一方的に引き下げてはならないとしています。

当該内容は、在宅勤務の手配自体については、労働者の合意は不要とも解釈できます。

(3) 上海解答

⁶ 人社庁発「2021」54号、2021年7月1日公布、同日施行。

⁷ 人社部発「2020」8号、2020年2月7日公布、同日施行

上海解答では、在宅勤務という働き方の変更について、以下のとおり言及しています。

まず、使用者が民主的な協議又は労働者との話し合い等の手続を通じて、在宅勤務等の方式により労働者が通常どおり労働を提供するとの合理的な手配を行った場合、労働者が通常どおり出勤したものとみなすことを肯定しており、使用者は労働者が通常どおり出勤した場合の賃金基準により賃金報酬を労働者に支払わなければならないとしています。

次に、使用者の在宅勤務等の手配が妥当で合理的であり、かつ労働者の合法的権益を侵害しない場合には労働者は積極的にこれに協力しなければならないとし、この場合において、労働者が一方的に在宅勤務に同意せず、使用者が労働契約において約定した労働条件を提供しないことを理由に労働契約の解除を申し出、かつ経済補償の支払いを使用者に要求してもこれを支持しないと規定しています。

以上の内容のとおり、使用者の在宅勤務の手配が妥当で合理的であり、かつ労働者の合法的権益を侵害しない場合には、労働者は積極的にこれに協力しなければならず、同意しないと選択はできないと解釈できます。

(4) 広東解答

広東解答では、政府が法に基づき就業停止・営業停止、感染地域の封鎖等の緊急措置を講じたことにより、就業再開を遅らせる場合、使用者は職場復帰していない労働者が電話、ネットワーク等の方式を通じて通常どおり労働を提供するよう手配することができ、この場合、通常どおり労働したのものとして賃金を支払うことを規定しています。

当該内容も、労働者が電話、ネットワーク等の方式を通じて通常どおり労働を提供するよう手配すること自体については、労働者の合意は不要とも解釈できます。

3 労働契約の解除及び終了

(1) 全国的な規定

感染拡大期間における労働契約の解除について、「新型コロナウイルス感染による肺炎の感染拡大防止・コントロール期間における労働関係の適切な処理に関する問題についての通知」⁸（以下「5号通知」といいます）では、新型コロナウイルス肺炎患者、疑似症患者、濃厚接触者で、その隔離治療期間又は医学観察期間にある企業従業員及び政府が隔離措置を実施し又はその他緊急措置を講じたことにより、通常どおり労働を提供することができない企業従業員については、客観的な状況に重大な変化が発生し、協議が失敗に終わったこと等を理由に、従業員に対し過失に基づかない解雇を行ってはならないこと、また、経済的な理由による人員削減を実施してはならないことを明文で規定しています。

この期間に労働契約の期限が到来した場合、従業員の医療期間の満了、医学観察期間の満了、隔離期間の満了又は政府が講じた緊急措置の終了までそれぞれ順延することとされています。

(2) 各地の解答

北京解答、上海解答及び広東解答では、次のようないくつかの具体的なケースにおける契約の解除について関連する規定を置いています。

⁸ 人社庁明電 [2020] 5号、2020年1月24日公布、同日施行

- ① 企業の就業停止・生産停止により賃金の全額の支払い又は社会保険料の全額の納付が一時的に遅滞なく行われず、従業員が労働契約の解除を一方的に申し出、かつ経済補償の支払いを企業に要求した場合

北京解答でも、上海解答でも、広東解答でも、一般的にこれを支持しないと明確にしています。もっとも、これと同時に、上海解答では、和解、調停等の方式を通じて、双方が労働契約の履行を継続するよう努力しなければならないことを強調しており、この点が北京解答及び広東解答とは若干異なります。

- ② 使用者が感染拡大防止・コントロール期間において、職場復帰し、就業を再開した労働者にマスク、消毒液等の防護用品を提供できておらず、使用者が労働保護又は労働条件を取り決めに従い提供していないものと判断されることを理由に、労働者が労働契約の解除、経済補償の支払いを要求した場合

この場合について、北京解答では、医療看護、防疫等の特殊な職務又は感染拡大防止・コントロール関連業務に従事する職務で、使用者が防護用品を必ず提供しなければならないにもかかわらず提供していないときを除き、一般的にこれを支持しないとしています。上海解答及び広東解答では、この点について特に明確な規定はありません。

- ③ 労働者が新型コロナウイルス肺炎に感染したこと若しくは感染した疑いがあることを故意に隠し、検査、強制隔離若しくは治療の受け入れに対する協力を拒否したことにより、又は労働者が政府の感染拡大防止・コントロール措置に関する手配の遵守若しくは受け入れを拒否したことにより、重大な社会的影響又は深刻な結果をもたらしたことを使用者が証明できる場合

この場合について、北京解答では、「労働者には使用者の規則制度に対する重大な違反があると認定し、使用者は労働契約を解除することができる。たとえ使用者の規則制度において明確な規定を行っておらず、労働契約においても明確な取り決めをしていないとしても、『労働法』⁹第3条第2項『労働者は労働規律及び職業倫理を遵守しなければならない』との原則的な規定に基づき、労働契約を解除することができる」と判断しています。

上海解答では、労働者が政府部門の感染拡大防止・コントロール措置に協力しないことにより刑事責任を追及された場合、使用者は「労働法」第39条第6号の規定により、法に基づき労働契約を解除ことができ、また、労働者が政府部門の感染拡大防止・コントロール措置に協力せず行政拘留等の行政処罰を受けた場合で、かつ使用者が法に基づき制定した規則制度にこのような場合に労働契約を解除できるとの定めがあるときは、その規定に従い処理することができる旨を規定しています。このため、行政処罰を受けた場合については、会社の規則制度に規定がない場合には、労働契約を解除できない可能性があります。

広東解答では、労働者が政府の感染拡大防止・コントロール措置に違反して治療、医学観察、医学検査、隔離を拒否し、使用者の生産経営に影響を及ぼした場合又は労働者に労働規律、使用者の規則制度に対する重大な違反がある場合、使用者は労働者に使用者の規則制度に対する重大な違反があると認定し、労働契約を解除することができる旨を規定しています。

⁹ 主席令第28号、1994年7月5日公布、1995年1月1日施行、最終改正2018年12月29日公布、同日施行

二、賃金について

1 新型コロナウイルス肺炎患者等の賃金

(1) 全国的な規定

5号通知では、①新型コロナウイルス肺炎患者、②疑似症患者、③濃厚接触者で、その隔離治療期間又は医学観察期間にある企業従業員、及び政府が隔離措置を実施し又はその他緊急措置を講じたことにより、通常どおり労働を提供することができない企業従業員については、通常どおり賃金を支払う必要があると規定しています。

(2) 北京解答

北京解答では、前記の3種類の人員のほか、「病原体保有者（無症状感染者）」の人員を追加しており、また、隔離治療期間又は医学観察期間において、企業は従業員の通常の労働時間の賃金待遇における基本給、職務給等の固定的な構成部分を支払うものとし、業績給、賞与、歩合等の労働報酬における非固定的な構成部分及び実際の出勤に関連する交通費補助、食事補助等の金員は支払わないことができるが、北京市の最低賃金基準（現在は1か月2320人民元）を下回ってはならないこと、上記の期間において、使用者が上記の人員の柔軟な勤務を手配したときは、労働者が通常どおり出勤したものとして労働報酬を支払うことを具体的に規定しています。

(3) 上海解答

上海解答では、①新型コロナウイルス肺炎患者、③濃厚接触者、及び無症状感染者について規定を行っているものの、②疑似症患者については規定がありません。また、隔離治療又は医学観察措置を講じられたことにより、通常どおり労働を提供することができない場合、使用者は労働者が通常どおり勤務した場合の賃金基準により賃金報酬を支払わなければならないこと、隔離治療又は医学観察期間の終了後においても労働者が就業を停止して治療を行う必要がある場合、使用者は従業員の罹病医療期間の関係規定に従い賃金を従業員に支払わなければならないことを規定しています。

(4) 広東解答

広東解答では、具体的な人員の線引きは行っておらず、労働者が通常の労働時間の賃金により新型コロナウイルス肺炎による隔離治療期間又は医学観察期間及び政府の隔離措置実施期間の賃金報酬の支払いを使用者に要求した場合、これを支持しなければならないことを規定しています。

2 感染拡大の影響を受け、通常どおり労働を提供することができない場合の賃金

(1) 全国的な規定

8号意見では、感染拡大防止・コントロール期間における賃金待遇の問題について、主として協議を通じて処理・解決することを規定しています。具体的には「職場復帰していない期間の賃金待遇について協議することを支持する。感染拡大の影響を受け就業再開を遅らせた期間又は職場復帰していない期間において、各種休暇を全て消化してもなお通常どおり労働を提供することができない従業員又は通常通り労働を提供することができないその他の従業員について、就業停止、生産停止期間における賃金の支払いに関する国の規定を参照して従業員と協議し、一つの賃金支払周期内であるときは、労働契約におい

て定められる基準に従い賃金を支払い、一つの賃金支払周期を超えるときは、関係規定に従い生活費を支給するよう企業を指導する」と規定されています。したがって、一つの賃金支払周期内の賃金の支払水準は変わらず、一つの賃金支払周期を超えるときは規定に従い生活費を支給することが原則的な規定となります。

(2) 北京解答

北京解答では次のとおり規定しています。

感染拡大の影響を受け就業再開を遅らせた期間又は職場復帰していない期間において、通常どおり労働を提供することができない労働者については、まず、使用者において年次有給休暇、福利休暇等の各種休暇の消化を優先的に手配し、まとめて休息日に振り替え、かつこれに基づいて賃金を支払う。

次に、労使双方は、協議のうえ合意することをもって、賃金基準の見直し（降給）をすることができるが、北京市の最低賃金基準（現在は1か月2320人民元）を下回ってはならない。

また、就業を再開していない期間が1か月を超えず、かつ前記の優先的な休暇、協議による見直しという状況が存在しない場合、使用者は労働者の通常の労働時間の労働報酬における基本給、職務給等の固定的な構成部分を支払うものとし、業績給、賞与、歩合等の労働報酬における非固定的な構成部分及び実際の出勤に関連する交通費補助、食事補助等の金員は支払わないことができるが、北京市の最低賃金基準を下回ってはならない。つまり、基本給等の固定給のみを支払えばよいが、1か月2320人民元を下回ってはならない。

他方で、就業を再開していない期間が1か月を超え、かつ前記の優先的な休暇、協議による見直しという状況が存在しない場合、北京市の最低賃金基準の70%を下回らない基準により基本生活費を労働者に支払わなければならない。

(3) 上海解答

上海解答では、感染拡大の影響を受け就業再開を遅らせた期間又は職場復帰していない期間において、通常どおり出勤することができないが、在宅又はリモートワーク等の方式を通じて通常どおり労働を提供することができる場合、通常どおり出勤したものとみなすものとし、通常どおり出勤した場合の基準により賃金を支払わなければならないことを強調しています。その他は8号意見と同様の規定となっています。

(4) 広東解答

広東解答は上海解答と類似する内容であり、電話、ネットワーク等の方式を通じて通常どおり労働を提供した場合、通常どおり労働したものとして賃金を支払うことを強調しています。

もともと、広東解答のほうがより細かく規定しており、そこでは、就業停止・生産停止が一つの賃金支払周期を超え、労使双方が新たな賃金基準について協議のうえ合意することができない場合、使用者が客観的な状況の重大な変化に基づき、労働契約の変更に関して合意できないことを理由に、法に基づき労働者に経済補償を支払った後、労働者と労働契約を解除することを認めています。

また、一つの賃金支払周期を超える場合の生活費の基準は現地の最低賃金基準の80%を下回ってはならず、使用者が就業を手配せず、かつ生活費が前記の基準に従っていない場合において、合理的な期間又は取り決めた期間を超えたとき、労働者は使用者が労働報酬を遅滞なく支払っていないことを理由に、労働契約を解除し、かつ生活費及び経済補償を請求することができる旨を規定しています。

さらに、就業停止・生産停止の開始日及び終了日の計算については、就業停止日・生産停止日から就業再開日・生産再開日の前日までを連続して計算する旨、そのうち、一つの賃金支払周期は最長 30 日を超えないものとする（休息日、法定祝日・休日等の各種休暇を除外しない）旨、使用者による給与支給日がこの期間にある場合、就業停止・生産停止に関連する支払基準に従い賃金を区分して計算することに影響を与えない旨、就業停止・生産停止と就業再開が繰り返される場合、中断するごとに改めて計算する必要があり、二回の上記就業停止・生産停止の期間を累計してはならない旨などが規定されています。

三、備考

以上は、全国的な規定、及び北京解答、上海解答、広東解答のうち、感染拡大期間における比較的重要な労働契約及び賃金に関する規定について、現時点までのものを整理したにすぎません。今後の感染状況により、各企業が直面する新たな労働問題が発生し、またこれに対する規定、政策が公布されることも予想されます。もっとも、企業自身が規則制度の構築をしっかりと行った上で、冒頭でも言及した「労働者を保護する、労使双方のいずれの権益にも配慮する、協議により安定を維持する」との政策的観点のポイントを理解しておけば、たとえ明確な規範性文書による裏付けがない状況下であったとしても、適法な枠組みの中で、新たな問題に対する合理的な対処が可能であると考えられます。

以上

弁護士法人黒田法律事務所

1995年に設立。国内外の知的財産権分野、投資分野、金融分野、通商分野における法律業務を提供。特に中国・アジア案件に実績があり、中国大陸及び台湾に拠点をもち、クライアントの幅広いニーズに対応できる体制を整備している。

弁護士法人黒田法律事務所パートナー

日本弁護士 鈴木龍司（すずき・りゅうじ）

2010年 弁護士登録（63期）

2011年 黒田法律事務所入所

2021年 黒田法律事務所パートナー就任

専門分野：中国法務全般（人事労務、紛争案件、知財案件等）、中華圏企業の対日投資サポート（設立、人事労務、紛争案件等）



弁護士法人黒田法律事務所中国法顧問

中国弁護士 譚婷婷（たん・ていてい）

2008年 黒田法律事務所入所

2010年 中国弁護士登録

専門分野：中国法務全般（人事労務、企業法務/コンプライアンス調査、外商投資、M&A、訴訟、仲裁案件等）



最新の中国税制改革について

Grant Thornton China (致同会计师事务所)
 ディレクター 中国公認会計士 汪 屹
 マネージャー 中国税理士 段 佳韻
 Email: yi.wy.wang@cn.gt.com
 TEL: +86-21-2322-0315 ; +86-18516186152

はじめに

計画経済から市場経済への移行を経た社会主義発展途上国の大国である中国は、1994年の税制改革以降、近年、税制の改善・改良を続けている。市場経済システムが徐々に確立され、改善されるにつれて、税収は財政収入のうち主要なものとなっている。

1-1 税制改正の年表

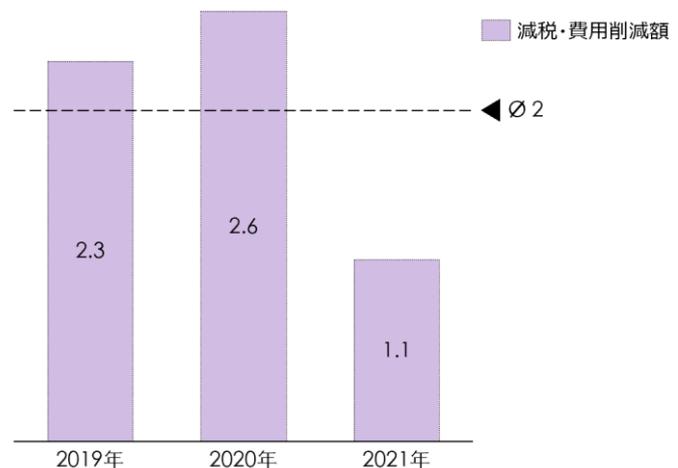
現在まで、現行18税目のうち12税目が法制化され、そのうち9税目が2018年以降に法制化されている。現在法制化されていないのは、増値税、消費税、関税、家屋税、土地増値税、都市・鎮土地使用税の6税目である。更に税務当局は増値税、消費税、土地増値税等の税目に関する法律案について意見を求めている。近い将来、18税目の基本制度がすべて法律に昇格するものと考えられる。

図表 1：税目別の法制化年表¹

税種別の対応法律名	有効期限 (から)
個人所得税法	1980年9月10日
企業所得税法	2008年1月1日
車両・船舶税法	2012年1月1日
環境保護税法	2018年1月1日
たばこ税法	2018年7月1日
船舶とん税法	2018年7月1日
耕地占用税法	2019年7月1日
車両購入税法	2019年9月1日
資源税法	2020年9月1日
契税法	2021年9月1日
都市維持保護建設税法	2021年9月1日
印紙税法	2022年7月1日

図表 2：2019年から2021年にかけての減税・費用削減額

(単位：万億元)²



1-2 近年の税制減税措置と税収状況

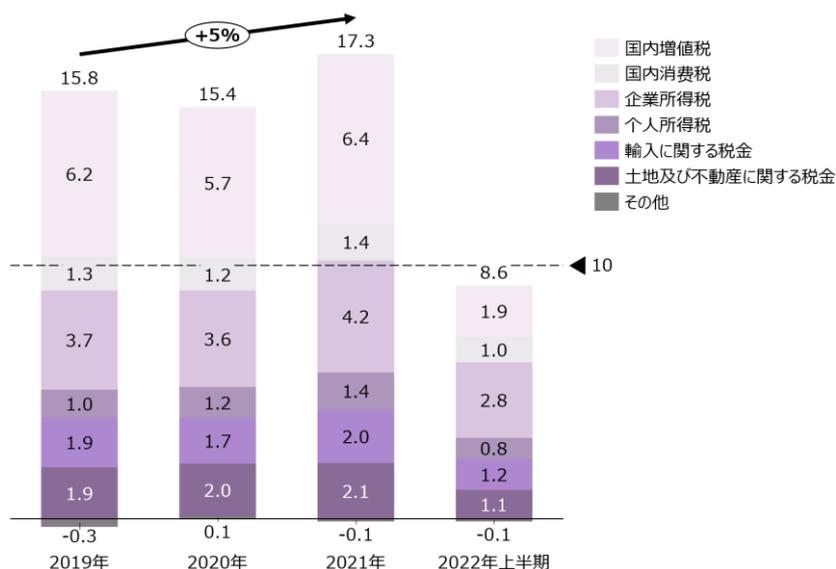
近年、中国財務部は減税・費用削減を通して経済成長の促進を図っている。「減税・費用削減」には、具体的には、「税収の減免」、「行政事業性料金の廃止・停止」等が含まれている。2019年から2021年にかけては、個人所得税改革、小規模・零細企業の包括的減免税、増値税改革の深化、社会保険料率の引き下げ等の政策実施により、減税・費用削減額は年間1兆元を超えている。

税収のうち税目別に見ると、中国では増値税額が最も多く、次いで企業所得税、個人所得税等となっている。近年、各税目で優遇税率政策の実行や税制改正が行われたが、同時に「金税三期」等の監視手段を通じ、課税に対する監督が大幅に強化され、コンプライアンスに反する多くの租税回避手段が効果を失い、年間の税収は安定的に推移している。

¹ 紫をつけている税種の対応法律は2018年から有効となる。

² 情報源：『中国財政政策実行状況報告』-中国政府ネット www.gov.cn

図表 3：主な税目による財政収入状況（単位：万億元）³



1-3 近年の中国税制改革における主な出来事

近年、中国は税制改革を深化させ、税制を整備し続けており、以下の事項が中国の税制改革に大きな変化をもたらした。

図表 4：中国税制改革の主な出来事

革新項目	内容	効果
営業税から増値税への徴収変更	2016年5月1日以降、中国は営業税から増値税への徴収変更を全面的に実施。営業税を廃止し、増値税と営業税の並行徴収モデルは終わりを迎えた。	国税と地方税の統合という制度改革が2018年に実施された。営業税から増値税への徴収変更と国税・地方税の統合は、1994年の財税体制改革以来、中国の税収分野で起きた最も重要な出来事であり、徴収・管理機関の合理化が図られた。
環境保護税の導入	2018年に環境保護税が導入された。	環境を保護・改善し、汚染物質の排出を削減してエコロジー文明を推進する。
個人所得税改革	2019年に実施された個人所得税改革には、大きく分けて2つの要素がある。 ▶ 2018年10月の費用控除標準の引き上げ（月額3,500元から5,000元へ）に加え、6つの特別付加控除が追加された ⁴ 。 ▶ 個人の課税所得は「一部総合計算」、すなわち賃金・給料、労働報酬、原稿料、ロイヤリティの4つの個人労働所得が統合され、経営所得、利息（配当）取得、財産賃貸所得、財産譲渡所得等の所得はこれまで通り別々に課税される。	特別付加控除は、費用控除の基準をより合理的なものにする。個人所得税の調達機能を強化するとともに、個人所得税の公平性を向上させる。

本稿の目的は、各税制改正の現状を踏まえて、外資系企業の実務における留意点を紹介することであり、以下の税目は、外資系企業の経営に関わる主な関連税目を例示している。

二、企業所得税

企業所得税は、中国国内の企業やその他の収益を獲得する組織の生産・経営所得等に課税される所得税である。法定税率は25%、国家の重点ハイテク企業は15%、小規模・零細企業は20%で、更に優遇

³ 輸入に関する税金は、輸入増値税、輸入消費税、輸入関税が含まれる。土地及び不動産に関する税金は契税、土地増値税、家屋税、耕地占用税、都市・鎮土地使用税が含まれる。その他は印紙税、資源税、車両購入税、輸出税金還付等の要因が含まれる。

⁴ 子供教育、継続教育、大病医療、住宅ローン利子または住宅家賃、老人メンテナンスであり、2022年以降は新たな特別追加控除として、乳幼児メンテナンスがある。

政策を享受できる場合、実際の税負担は更に低くなる可能性がある。⁵

2-1 研究開発費用の追加損金算入

研究開発費控除とは、税法の規定により、企業所得税の納付計算を行う際に、実際に発生した研究開発費の額に一定の割合を上乗せして、課税所得の計算上、損金算入を認める優遇政策のことをいう。科学技術イノベーションを奨励する税収優遇措置として、近年、企業の所得税優遇政策の主要な項目となっている。

➤ 政策において、2022年以降に追加損金算入あるいは資産取得後の償却費を追加算入できる割合は、企業の類型に応じて異なる。

図表 5：2022年以降に適用される研究開発費の損金算入率⁶

企業類型	2022年以降に適用される研究開発費の控除比例
製造企業	200%
科学技術型中小企業	200%
その他の条件の企業（タバコ製造業、宿泊業・飲食業、不動産業、リース業・商務サービス業、娯楽業、その他 財政部・国家税務総局が指定する業種を除く）	175% ⁷

➤ 納税管理において、年度確定申告⁸でしか損金算入を認めない従来のやり方とは異なり、企業所得税申告書の予納時（第3四半期予納）または9月（月ごとで予納）に研究開発費を損金算入する優遇政策を選択できる。「自己判定、享受申告、関連資料の保管」方式を採用することにより、条件を満たす企業は事前の損金算入優遇政策を享受することができる。⁹これにより、企業は多額の企業所得税を前払いしたうえで、翌年の確定申告の際に追加損金算入を計算するのではなく、事前に優遇措置を適用して、企業のキャッシュフローメリットを享受することができる。企業は、2022年10月に企業所得税を予納申告する際に、科学技術型中小企業に該当する場合は、規定に従って研究開発費の追加損金算入制度を享受し、年間確定申告する際に、実際の状況に応じて優遇政策を享受できるか否か判断することが望ましい。¹⁰研究開発費追加損金算入の対象となる「科学技術型中小企業」と所得税の優遇税率の対象となる「ハイテク企業」は同一ではなく、その判断には違いがあることに注意が必要である。

2-2 外資企業実務の移転価格税制における企業所得税問題

移転価格とは、貨物販売、役務提供、無形資産譲渡等において関連者企業で設定される価格、または関連取引において企業が設定・適用する価格のことをいう。クロスボーダー経済活動において、関連企業間の移転価格を利用した租税回避は一般的な手法となっている。関連企業間の取引が企業所得税に影響する独立企業間取引原則を遵守していない場合、税務当局は企業の関連取引を調整し、調整後の結果が独立企業間取引原則に従って企業が処理した取引の結果と一致するように移転価格調査手続を開始することができる。実務上において、外資企業が清算される際に、税務当局より移転価格の観点から企業所得

⁵ 『小規模・零細企業と個人工商業者の所得税優遇政策に関する公告』（財務部 税務総局公告 2021年第12号）

⁶ 『財務部 税務総局 研究開発費用の追加損金算入政策の更なる完全化に関する公告』（財務部 税務総局公告 2021年第13号）

『科学技術型中小企業の研究開発費用の追加算入比率をより一層引き上げることにに関する公告』（財務部 税務総局 科技部公告 2022年第16号）

『財務部 税務総局 一部の租税優遇政策に執行期間を延長することに関する公告』（税務総局公告 2021年第6号）

⁷ ハイテク企業は2022年第4四半期から追加損金算入比例は75%から100%に引き上げた。『財政部 税務総局 科学技術部 科学技術革新を支援する損金算入の強化に関する公告』（財政部 税務総局 科学技術部 2022年第28号）

⁸ 年間終了後5ヶ月以内（翌年1月1日から5月31日まで）とする。

⁹ 『研究開発費用の追加損金算入政策をより一層具体化することに関する問題に関する国家税務局の公告』（2021年第28号）

¹⁰ 『国家税務局 企業が研究開発費用の追加損金算入の優遇政策に関わる公告』（国家税務総局公告 2022年第10号）

税、更に増値税の調整追加納付を求められるケースがよくある。クロスボーダー関連者間取引が多い外国企業にとっては、清算計画を立てる前に、移転価格問題により税務当局から多額の税額調整を要求されたり、清算プロセスを障害されたりしないように、事前に移転価格に起因する税務問題を整理した上で清算計画を立てることが望ましい。

2-3 外資企業実務の清算、減資、持分譲渡の際の企業所得税の取扱について

投資企業が投資先企業の持分を保有している場合、清算、減資、持分譲渡の処理を行う際に、投資企業が取得した資産のうち、投資先企業からの撤退、減資、回収の部分について、企業所得税の取扱いが異なる。¹¹

図表 6：減資で取得した資産対象と対応する項目

対象	項目
当初出資額相当分	投資回収
投資先の累積未分配利益および累積剰余金のうち、払込資本の減少に比例して計算される部分	配当金収入
その他	投資資産譲渡による収入

✦ 投資企業が居住者企業である場合

条件を満たす居住者間の配当金、分配金およびその他の権益性投資所得は非課税所得となり、企業所得税が免除される。対象となる場合、配当による所得部分は非課税所得となる。なお投資資産の譲渡に伴う収益は、持分譲渡所得として企業所得税が課せられる。

✦ 投資企業が非居住者企業である場合

当該非居住者企業が中国における恒久的施設¹²を構成している場合、居住者企業から獲得する配当、分配およびその他の権益性投資所得は非課税であり、企業所得税が免除される。¹³なお投資資産の譲渡に伴う収益は、持分譲渡所得として企業所得税が課せられる。

✦

当該非居住者企業が中国における恒久的施設を構成していない場合、配当所得と投資資産の譲渡による所得の両方が企業所得税の課税対象となる。支払者が源泉徴収義務者となり源泉徴収される。中国居住者企業が撤退する際、撤退方法及び株主所在国と中国との租税条約により税務処理が異なる。例として以下の表でまとめる。

図表 7：異なる撤退手法の税務処理の比較¹⁴

		減資額または株式譲渡対価は対象企業の純資産帳簿額と一致する場合					
		中国法人株主		日本法人株主		香港法人株主	
清算及び減資	項目	金額	企業所得税	金額	企業所得税	金額	企業所得税
払込資本金	500 出資回収	500	0	500	0	500	0
繰越利益剰余金	300 配当所得	300	0	300	30	300	15
余剰資産	800 投資譲渡所得	0	0	0	0	0	0
		株式譲渡					
払込資本金	500 投資譲渡所得	300	75	300	30	300	30
繰越利益剰余金	300						
株式譲渡対価	800						
		減資額または株式譲渡対価は対象企業の純資産帳簿額より高いである場合					
		中国法人株主		日本法人株主		香港法人株主	
清算及び減資	項目	金額	企業所得税	金額	企業所得税	金額	企業所得税
払込資本金	500 出資回収	500	0	500	0	500	0
繰越利益剰余金	300 配当所得	300	0	300	30	300	15
余剰資産	900 投資譲渡所得	100	25	100	10	100	10
		株式譲渡					
払込資本金	500 投資譲渡所得	400	100	400	40	400	40
繰越利益剰余金	300						
株式譲渡対価	900						

¹¹ 『国家税務総局企業所得税に係る若干の問題に関する公告』（2011年第34号）

『財務部 国家税務総局企業精算業務の企業所得税の処理に係る若干の問題に関する通知』（財税[2009]60号）

¹² 中国国内に機構または施設を有する非居住者企業を指す。

¹³ 『中華人民共和国企業所得税法』

¹⁴ 『所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税防止のための日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定』、条件を満たす場合。

実務上、払込済みの資本金を越える部分の払戻金は対外送金することができない可能性があると考えられる。したがって、事前に所轄外貨管理局へ打診したうえで、資本剰余金の資本金への振替、みなし配当等の源泉税納付証明資料の準備等を工夫すべきものと考えられる。

三、印紙税

印紙税は、経済活動や取引において、法的に有効な文書を締結する行為に対して課される税金である。印紙税は広域に課税され、税負担が軽く、納税者が自ら税額を計算、納税し、且つ印紙税優遇政策は「自己判定、申告享受、関連資料保存」の方法により行われる。¹⁵同時に、納税者に自発的かつ法律に基づいた納税を促すため、「軽税重罰」という特徴を有する。

3-1 暫定条例から印紙税法の法制化

『中華人民共和国印紙税法』は2022年7月1日に施行され、従来の印紙税制度である『中華人民共和国印紙税暫定条例』の基本的な枠組みを維持しつつ、税目や税率を適切に調整し、納税者の負担軽減を図ったものである。両者の税目および税率に関する主な更新内容は以下のとおりである。

図表 8：印紙税法と印紙税暫定条例の一部更新の比較

印花税法		印紙税暫定条例		コメント
税目	税率	税目	税率	
売買契約	価格の万分の3	購入・販売契約	価格の万分の3	税率変更なし、税目名称変更あり
請負契約	請負売上の万分の3	加工・請負に関する契約	加工・請負売上の万分の5	税率の引き下げ
運送契約	輸送費用の万分の3	貨物運送契約	輸送費用の万分の5	税率の引き下げ
技術契約	価格、報酬または使用料の万分の3	技術契約	記載金額の万分の3	課税標準をより柔軟化の3つの選択肢
賃貸契約	賃料の千分の1	財産賃貸契約	賃貸契約の千分の1	変更なし
営業帳簿	営業帳簿上の払込資本金（株式資本）および資本剰余金の合計額の万分の2.5相当額	営業帳簿 ¹⁶	営業帳簿上の払込資本金および資本剰余金の合計額の万分の5相当額 その他の帳簿は件ごと5元	営業帳簿税率半減 その他の帳簿は徴収しない
-	-	権利、許可証（政府部門が発行する不動産所有証明書、工商営業許可証、商標登録証明書、特許証明書、土地使用証明書）	件ごと5元	税目削除

3-2 外資企業実務、国外で契約し国内で使用する課税証憑

印紙税法は更に納税者の身分を明確にし、中国国外で契約し国内で使用する課税文書について、法人および個人も法律に従って印紙税を納付しなければならないと規定する。納税者が中国国外の法人又は個人の場合、中国国内の代理人を源泉徴収義務者とし、中国国内に代理人がない場合、管轄税務部門の規定に従って、納税者が自ら申告・納付することとなる。

『所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税防止のための香港特別行政区と内地との間の協定』、条件を満たす場合。

¹⁵ 『国家税務総局 中華人民共和国印紙税法等の実施に関する事項の公告』（国家税務総局公告 2022 年第 14 号）

¹⁶ 2018 年 5 月 1 日より、万分の 5 の税率で徴収する資金帳簿は印紙税減半徴収し、件ごと 5 元で徴収するその他の帳簿は免除される。『財務部 税務総局 営業帳簿に対して印紙税減免に関する通知』（財税〔2018〕50 号）

図表 9：中国国内で使用するために中国国外で契約された課税文書に関する具体的ケース

課税証憑の対象が不動産の場合	不動産が国内にある場合。
課税証憑の対象が持分の場合	当該持分は中国居住者企業の持分である。
課税証憑の対象が動産、または商標権、著作権、特許権、専有技術使用権の場合	販売方または仕入方が国内にいる場合。ただし国外の企業または個人が国内の企業または個人へ国外で使用する動産または商標権、著作権、特許権、あるいは専有技術使用権を販売する場合は含まれない。
課税証憑の対象がサービスの場合	提供者または受益者が国内にいる場合。ただし国外の企業または個人が国内の企業または個人へ国外で提供するサービスは含まれない。

従来の印紙税暫定条例では、中国国外で締結された商品の輸出入に関する契約が印紙税の課税範囲に含まれるかどうかは不明確であった。22号公告¹⁷では、中国国外で締結された商品の輸出入に関する契約の販売方または仕入方が中国国内にいる場合で、国外の企業または個人が国内の企業または個人へ国外で使用する動産または商標権、著作権、特許権あるいは専有技術使用権を販売する場合は含まれないものとして除外した。一方、中国国内で使用するものについては、契約当事者双方（契約当事者が国内および国外にいる場合を含む）は契約額に対して印紙税を納付しなければならないと明確にした。外国の取引先が関与し、かつ国外で締結される契約については、税務リスクを回避するために、両当事者が「中国国内で使用する」ものであるか否かを検討することが望ましい。

3-3 外資企業実務、増値税額の明確記載

『印紙税法』第5条では、課税契約書および課税所有権譲渡書に対する印紙税の課税標準は、契約書に記載された増値税を除いた金額と規定する。納税者が課税文書に記載された増値税の誤りにより、課税文書の課税標準を変更した場合、対応する増値税額を調整し、課税文書の課税標準を修正し、調整後の課税標準に従って、支払いまたは還付（相殺）を申請しなければならない。従って、「増値税額を明確に記載していない」場合の対応については、法律上明確にはなっていない。したがって契約書を作成する際、納税者は可能な限り、契約価格と増値税額を別々に記載することが望ましい。

四、個人所得税部分

個人所得税は、中国国民、中国国内に居住する個人、中国から所得を得る国外個人の所得に対して課税する所得税である。中国の個人所得税は、累進課税¹⁸と比例課税¹⁹、分類徴収、源泉制²⁰、申告制²¹の組み合わせが特徴である。

4-1 個人所得税の改革効果

2018年10月1日、個人所得税改革の第一段階が実施され、控除費用基準が月5000元に引き上げられ、新税率表が適用された。2019年1月1日には、個人所得税改革の第二段階が実施され、住宅、教

¹⁷ 『印紙税の若干事項政策の実施に関する公告』（財政部 税務総局公告 2022年第22号）

¹⁸ 賃金所得、個人工商業者の生産・経営所得に係る所得について。

¹⁹ 労務対価や原稿料など他の所得について。

²⁰ 支払際個人所得税が源泉徴収される場合、源泉徴収義務者は源泉徴収履行する。

²¹ 個人が2ヶ所以上で賃金所得を受ける場合、源泉徴収が不便な場合などは、納税者個人で申告納付をしなければならない。

育、医療、老人メンテナンスなど6つの特別追加控除項目が設けられ、総合と分類を合わせた個人所得税制度となった。本改革により、平均月収2万元以下の納税者は67.47%以上の減税幅を受け、また月収1万元以下の納税者は老人や子供の教育等の特別付加控除により、基本的に個人所得税を支払う必要はなくなった。²²

4-2 個人所得税の地方優遇政策

2020年以降、海南自由貿易港と横琴粵澳深層協力区は、優秀な人材を引き付けるため、個人所得税に関する優遇政策を発表した。以下の政策は、納税者が即時に直接免税を得るものではなく、毎月、個人所得税の予納で先に全額を納付したうえで、年間確定申告時に還付申請を行うよう実施するものである。

図表 10：現行、確定申告の際に個人所得税を一部免除できる場合

地域	適用期限	適用個人	適応する個人所得税政策
南沙 ²³	2022年 ～2026年	南沙で就職する香港・マカオ居住者	香港・マカオでの納税額を上回る部分の個人所得税が免除される。
横琴 ²⁴	2021年 ～2025年	横琴で就職するマカオ居住者	マカオでの納税額を上回る部分の個人所得税が免除される。
		横琴で就職する国内外の高スキル保持の希少な人材	個人所得税の納税額が15%を超える部分は免除される。
海南 ²⁵	2020年 ～2024年	海南で就職する高スキル保持の希少な人材	個人所得税の納税額が15%を超える部分は免除される。

上記以外にも補助金等の面で優遇される政策がある。上記政策を実際に享受する際、各現地税務当局は、納税者が社会保険を支払う場所、賃金を支払う場所、労働契約の締結地、現地での居住日数等に関して対応する要件を設けている。企業においてはこれらの優遇政策を享受する前に、現地税務局の実際の審査要件を予め把握することが望ましい。

4-3 外国籍の個人所得税政策

中国に住所を有しない外国人は、中国での居住期間、支払側、職位が異なるため、納税義務の判定が異なる。企業は、外国人駐在員の個人所得税を源泉徴収して納付する場合、まず税法に厳格に従って納税義務を判定する必要がある。外国人が中国で個人確定申告を行う場合の注意点を以下列挙する。

- 外国籍居住者個人は、規定に従って、特別付加控除と住宅手当、語学研修費、子供教育費、家族訪問費、食費などの既存の8つの手当の免税優遇政策を選択できるが、新政策の優遇を同時に受けることはできず²⁶、どちらか一方のみを受けることができる。当該方針を2023年末まで延長。
- 年間一括支給の賞与を当月の給与所得に合算せず、単独課税を実施する方針を2023年末まで延長。²⁷

²² 『第13次5ヶ年計画期間中の個人所得税改革の実質的な前進』http://www.gov.cn/xinwen/2020-10/30/content_5555960.htm

²³ 『財務部 税務総局広州市南沙区における個人所得税の優遇措置に関する通知』（財税〔2022〕29号）

²⁴ 『広東省財政部国家税務総局 広東省税務局より『横琴広東マカオ深層協力区における個人所得税の優遇政策に関する財政部税務総局の通知』の転送について』（粵財税〔2022〕1号）

²⁵ 『海南自由貿易港の高級人材と希少人材に対する個人所得税政策に関する通知』（財税〔2020〕32号）

²⁶ 子供教育、継続教育、大病医療、住宅ローン利子または住宅家賃、老人メンテナンスであり、2022年以降は新たな特別追加控除として、乳幼児メンテナンスがある。

²⁷ 『外国籍個人の手当・補助等に関する個人所得税優遇政策の実施延長に関する財務部・税務総局の公告』（税務総局公告2021年第43号）

▶ 外国人個人が上記の税制優遇措置を享受するためには、厳しい規範と制限があり、規定に従って享受する必要がある。

五、増値税

増値税は、商品（課税サービスを含む）の流れにおける付加価値に基づく流通税である。課税の原則からいえば、増値税は商品生産、流通、サービス提供の各段階における付加価値または商品への付加価値に対して課税される流通税である。

5-1 控除未済仕入税額の還付拡大

控除未済仕入税額とは、当期の売上税額が仕入税額より少ないことに起因する増値税の仕入税額控除不足部分のことである。2022年、増値税の控除未済仕入税額の還付制度が改正され、中小・零細企業の減税・費用削減に関する政策が明確化された。これにより控除未済仕入税額の大規模な還付が実施され、関連業種²⁸企業などの納税者が事前に還付を受けることによる仕入税額控除を可能とし、また要件を満たす納税者の範囲拡大が図られた。²⁹

売上税額と仕入税額の申告が正確か否かは、控除未済仕入税額の還付申請を正確に実施できるか否かに直接関係する。現在、国家税務総局は控除未済仕入税額を速やかに企業に還付する一方、不正還付による違法行為の取り締まりを強化している。実務上よくあるケースとして、企業が増値税還付を申請した場合、直ちに現地税務局が増値税還付やその他の税目について調査手続を実施している。一部の現地税務局は、企業に対して率先して税額還付の申請を提案し、催促する場合もある。企業は当該申請をする際、まず自己調査、確認をすることに留意して欲しい。売上税額管理においては正確に売上計上したか、發票は発行したか、企業の申告した發票未発行売上高が十分か、また仕入税額管理において税務リスクがないか、控除すべきでない仕入税額を過剰に控除していないか、あるいはサービス業の追加控除³⁰の仕入税額について控除未済仕入税額の計算に算入してよいか否かを十分に確認した上で申請することが望ましい。

5-2 国内企業が国外企業に資金を送金する際の税務処理

日本法人が中国法人に従業員を出張させ、技術指導や設備の調整等の役務を提供する、または中国法人から配当、利息、ロイヤルティー並びに株式譲渡所得等を収受する場合の中国での課税関係はそれぞれある。税務コンプライアンス遵守を重視する日系企業として、税務事項の判断、日中租税条約の適用可否並びに税法上の規定と実務上の取り扱いの差異等について、専門家のアドバイスを求めることが多い。

六、おわりに

以上のように、現在の中国の税制は、様々な税目からなる複雑な税制である。まだ立法化されていない税目も多数あり、税法法規も頻繁に更新され、また各地の主管税務当局による実務が税制と一致しないこともある。加えて多くの優遇税制があり、その適用時期が異なり、実務上注意しなければならない諸要

²⁸ 卸売・小売業、農業・林業・畜産業・漁業、宿泊・飲食業、居民サービス・修理・その他のサービス、教育、衛生・社会業、文化・スポーツ・レクリエーション

²⁹ 『財務部 税務総局 増値税控除未済仕入税額の還付に関わる政策業界範囲の公告』（財政部 税務総局公告 2022年第21号）

³⁰ 『財務部 税務総局 税関総署 増値税改革を深化させることに関する政策に関する公告』（財務部 税務総局 税関総署 2019年第39号）

件があるため、企業の税務関係者は、税法の動きを積極的に理解し、税法の基本原理をマスターし、申告の過程において企業の税務関連リスクを回避し、同時に所轄税務当局と交渉する際に、証拠を提示して正当な方法でコミュニケーションを行う必要がある。必要に応じて専門機関の支援を受けることが望ましい。

図表 11：主な収入類型による各税目負担まとめ³¹

収入類型	増値税	源泉企業所得税	個人所得税
中国法人より取得したコンサルティングや設計等のサービス費用（恒久的施設として認定される場合）	課税所得 *6%	売上*推定利益率×25%	免税ルール ³² を適用せず、滞在期間に基づき課税
中国法人より取得した輸出設備調整業務の役務提供代金（恒久的施設として認定される場合）	課税所得 *6%	売上*推定利益率×25%	課税
中国法人より取得した配当	対象外	課税所得*10%	該当しない
中国法人より取得した利息収入	課税所得 *6%	課税所得*10%	該当しない
中国法人より支払われたロイヤルティー ³³	課税所得 *6%	課税所得*10%	該当しない
中国法人より支払われた株式譲渡対価	対象外	課税所得*10%	該当しない

以上

Grant Thornton China（致同会計事務所）
 致同会計事務所グループ（以下「GT 中国」と言います。）は、中国本土で最も長い歴史を有する会計事務所の 1 つであり、中国における Grant Thornton International の唯一のメンバーファームであります。GT 中国は 1981 年の設立以来 40 年間にわたり、北京を中心に、中国で合計 28 拠点においてサービスを展開しております。GT 中国・日本デスクは、中国本土における日系子会社の経営・管理に携わる日本人の皆様と直接相談に応じる体制をとっています。また、ご要望に応じて GT 日本を通じ日本親会社に対し適時に報告を実施する等の対応を行います。これらの対応により親会社が在中国日系子会社の情報をリアルタイムに把握することが可能となります。

中国公認会計士 汪 屹（おう きつ）
 日本デスク 上海地域責任者
 大連外国語大学卒業
 得意分野：日本企業の中国進出に関する会計・税務関連コンサルティング、
 日本企業の中国現地子会社への監査、財務調査、不正調査、
 日本企業の中国現地子会社の組織再編等



中国税理士 段 佳韻（だん かいん）
 日本デスク 北京地域マネージャー
 大連外国語大学卒業
 得意分野：日本企業の中国現地子会社への税務調査・
 税務関連コンサルティング



³¹ 『非居住者工事請負及び役務サービス提供の税込管理暫定弁法』（国家税務総局令第 19 号）

『非居住企業所得税査定徴収管理弁法』（国税発[2010]19 号）

『非居住者企業の所得源泉税の納付に関する公告』（国家税務総局公告 2017 年第 37 号）

³² 条件を満たす場合、中国での滞在日数を 183 日を超えない場合、個人所得税による免税ルールである。

³³ 場合により関税の徴収状況になる可能性がある。

(ご参考) チャイナビジネス関連情報

MIZUHO

みずほフィナンシャルグループ

レポートタイトル	担当部門	頻度	リンク先(直近 2 レポート)
チャイナビジネスマンスリー (CBM)	みずほ銀行 中国営業推進部	月次	第 8 号(2022/8/1) https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/monthly/pdf/R512-0153-XF-0105.pdf 第 9 号(2022/9/5) https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/monthly/pdf/R512-0154-XF-0105.pdf 第 10 号(本誌)
みずほインサイト Mizuho RT Express	みずほリサーチ & テクノロジーズ	不定期	コロナに振りまわされる中国経済(2022/7/26) https://www.mizuho-rt.co.jp/publication/report/2022/pdf/insight-as220726.pdf 長期化の様相を呈する中国不動産の低迷(2022/9/16) https://www.mizuho-rt.co.jp/publication/report/2022/pdf/express-as220916.pdf
みずほグローバルニュース	みずほ銀行 国際戦略情報部	季刊	Vol.118(2022/6/23) 「中南米～相次ぐ左派政権誕生で変わる投資環境～」 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/globalnews/pdf/global2206-2207.pdf Vol.119(2022/9/26) 「フレンドショアリングでアジアはどう動くのか」 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/globalnews/pdf/global2209-2210.pdf
みずほ中国ビジネスエクスプレス (BE)	みずほ (中国) 中国アドバイザー部	週次	第 627 号(2022/9/15) 上海市政府、ICV 産業の発展促進の実施方案を発表 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0680-XF-0105.pdf 第 628 号(2022/9/26) 上海市政府等、長江デルタ一体化モデル区の高度化の政策公表 https://www.mizuhobank.co.jp/cndb/member/report/branches/express/pdf/R419-0681-XF-0105.pdf
みずほ中国ビジネスエクスプレス(経済編)	みずほ (中国) 中国アドバイザー部	月次	第 125 号(2022/8/23) 22 年 7 月中国経済指標と政策対応 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/express_economy/pdf/R422-0125-XF-0105.pdf 第 126 号(2022/9/27) 22 年 8 月中国経済指標と政策対応 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/express_economy/pdf/R422-0126-XF-0105.pdf
中国産業概観	みずほ (中国) 中国アドバイザー部	月次	中国自動車業界レポート(2022/8/22) 22 年 7 月中国自動車業界状況 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/others/pdf/R425-0071-XF-0103.pdf 中国自動車業界レポート(2022/9/20) 22 年 8 月中国自動車業界状況 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/others/pdf/R425-0072-XF-0103.pdf

【お問い合わせ先】

みずほフィナンシャルグループ

みずほ銀行 中国営業推進部 情報ライン (西方路、王博)

E-mail : china.info@mizuho-bk.co.jp TEL : (日本) 03-5220-8734

みずほ銀行

● 本店 中国営業推進部

東京都千代田区大手町1-5-5
TEL:03-5220-8721、03-6628-9304

● 香港支店

尖沙咀梳士巴利道18号K11Atelier13楼
TEL:852-2306-5000

● 台北支店

台北市信義区忠孝東路五段68号
国泰置地広場8-9階
TEL:886-2-8726-3000

● 台中支店

台中市府会園道169号
敬業楽群大樓8楼
TEL:886-4-2374-8768

● 高雄支店

高雄市中正三路2号国泰中正大樓12楼
TEL:886-7-236-8768

○ 南京駐在員事務所

江蘇省南京市広州路188号
蘇寧環球套房飯店2220室
TEL:86-25-8332-9379

○ 厦門駐在員事務所

福建省厦門市思明区厦禾路189号
銀行中心2102室
TEL:86-592-239-5571

みずほ銀行(中国)有限公司

● 上海本店

上海市浦東新区世紀大道100号
上海環球金融中心21階、23階
TEL:86-21-3855-8888

○ 上海虹橋出張所

上海市閔行区申濱南路1226号
虹橋新地中心 A棟6階、C棟6階
TEL:86-21-3411-8688

● 北京支店

北京市朝陽区東三環中路1号
環球金融中心 西樓8階
TEL:86-10-6525-1888

● 大連支店

遼寧省大連市西崗区中山路147号
森茂大厦23階、24階-A
TEL:86-411-8360-2543

○ 大連經濟技術開發区出張所

遼寧省大連市大連經濟技術開發区
紅梅小区81号ビル古耕國際商務大厦22階
TEL:86-411-8793-5670

● 無錫支店

江蘇省無錫市新区長江路16号
TEL:85-510-8522-3939

● 深圳支店

広東省深圳市福田区金田路
皇崗商務中心1号楼30楼
TEL:86-755-8282-9000

● 天津支店

天津市和平区赤峰道136号
天津國際金融中心大厦11階
TEL: 86-22-6622-5588

● 青島支店

山東省青島市市南区香港中路59号
青島國際金融中心44階
TEL:86-532-8097-0001

● 広州支店

広東省広州市天河区珠江新城
華夏路8号合景國際金融広場25階
TEL:86-20-3815-0888

● 武漢支店

湖北省武漢市漢口解放大道634号
新世界中心A座5階
TEL:86-27-8342-5000

● 蘇州支店

江蘇省蘇州市蘇州工業園区
旺墩路188号建屋大厦17階
TEL:86-512-6733-6888

○ 昆山出張所

江蘇省昆山市昆山開發区春旭路258号
東安大厦18階D、E室
TEL:86-512-6733-6888

○ 常熟出張所

江蘇省常熟高新技术産業開發区
東南大道33号科創大厦701-704室
TEL:86-512-6733-6888

● 合肥支店

安徽省合肥市包河区馬鞍山路130号
万達広場7号写字楼19階
86-551-6380-0690

その他

○ みずほ証券北京駐在員事務所

北京市朝陽区建国門外大街甲26号
長富宮弁公樓8階
TEL:86-10-6523-4779

○ みずほ証券上海駐在員事務所

上海市浦東新区世紀大道100号
上海環球金融中心17階
TEL:86-21-6877-8000

● Mizuho Securities Asia.Ltd

香港九龍尖沙咀梳士巴利道 18 號
K11Atelier14-15楼
TEL:852-2685-2000

● Asset Management One HK.Ltd

香港九龍尖沙咀梳士巴利道 18 號
K11Atelier13楼
TEL:852-2918-9030

【免責事項】

1. 当資料は情報提供のみを目的として作成したものであり、特定の取引の勧誘を目的としたものではありません。
2. 当資料の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
3. 当資料の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
4. 当資料の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本誌の一部または全部について無断でいかなる方法においても複製、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
5. 当資料の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。
6. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
7. 当資料の情報は、すべて執筆者個人の見解であり、執筆者の所属する機関、みずほフィナンシャルグループ及びみずほ銀行の公式的な見解を示すものではありません。